

＜文化財の概要＞

梵鐘

1	総 高	147.0cm	身 高	112.8cm
	龍頭高	34.2cm	龍頭幅	23.0cm
	口 径	82.8cm	笠 径	55.7cm
	撞座径	15.2cm	撞座高（下縁～撞座中心）	27.0cm

2 指定の理由

本梵鐘は、林羅山の銘により、寛永20年(1643)9月16日、初代尾張藩主の徳川義直が相応寺創建に際して発願したもので、住持は眼譽上人、治工は藤原政長（1623～1705年）であったことが明らかな梵鐘である。徳川義直は、林羅山の私邸に孔子廟建立の資金援助を申し出たことがあり（『徳川実紀』寛永9年条）、その廟の扁額も義直自らが書いたものであった。相応寺の梵鐘も、寛永期における義直と羅山の関係を知る重要な資料といえるだろう。

治工の藤原政長は、尾張徳川家の御鋳物師筆頭を代々つとめた水野太郎左衛門家の五代当主である。政長が鋳造した梵鐘は相応寺のほか、名古屋市大須の真福寺、七寺、犬山市の妙感寺、瀬戸市の万徳寺などに納められたが、戦時の供出や空襲などにより失われ、現在では相応寺の梵鐘が政長の唯一の遺品である。

相応寺梵鐘は、発願者、作者、制作時期、制作目的が明らかな基準作例であり、近世鋳物史を語る上で重要作として位置づけられる。よって名古屋市指定文化財とすることがふさわしい。



<文化財の概要>

銅擬宝珠 五条橋所用

1 大きさ

①銘「慶長七年壬子」「五条橋」

高	72.5cm (宝珠の頂点から胴の底部まで。以下同)
胴底部径	38.0cm
宝珠最大径	34.1cm

②銘「慶長七年壬子」「五条橋」

高	72.5cm
胴底部最大径	39.0cm (わずかに楕円形に変形。短手径:37.7cm)
宝珠最大径	34.1cm

③銘「慶長七年壬子」「五条橋」

高	72.0cm
胴底部径	38.5cm
宝珠最大径	35.8cm

④銘「慶長年壬子」(銘に「七」がない)「五条橋」

高	72.5cm
胴底部径	37.0cm
宝珠最大径	33.8cm

⑤無銘

高	71.7cm
胴底部径	39.5cm
宝珠最大径	36.5cm

⑥無銘

高	72.0cm
胴底部径	39.2cm
宝珠最大径	36.8cm

2 指定の理由

擬宝珠6基は、名古屋城下を流れる堀川に架かる五条橋に据えられていたもので、うち在銘4基には、名古屋城築城以前の慶長7年(1602)の刻銘があり、もとは清須城南を流れる五条川に架かる五条橋の擬宝珠であったことが明らかである。城下町ごと名古屋へ移転した「清須越し」を証するほぼ唯一の有形遺品として貴重である。また水野太郎左衛門家に伝わる絵図・文献資料から、当地の鋳物師を統括した水野家二代太郎左衛門の作であることも確認できる。以上、擬宝珠4基は、制作時期、由緒、作者がわかる点で資料的な価値がきわめて高い。

無銘2基は、江戸期の擬宝珠の構造・技法を継承すべく明治期に作られたものであり、近代工芸史の解明の上で欠かすことができない。戦前まで五条橋の景観を維持してきた意匠であり、近代名古屋の都市景観を語る資料として貴重である。よって名古屋市指定文化財とすることがふさわしい。



擬宝珠① 慶長7年銘
(461-5-1)



擬宝珠② 慶長7年銘
(461-5-2)



擬宝珠③ 慶長7年銘
(461-5-3)



擬宝珠④ 慶長7年銘
(461-5-4)



擬宝珠⑤ 無銘
(461-5-5)



擬宝珠⑥ 無銘
(461-5-6)

<文化財の概要>

名古屋城銅鯨（旧江戸城銅鯨）

1 大きさ

①明暦 3 年銘	1 基	奥行 36.0cm	幅 75.0cm	高 71.0cm	重量 113.3 kg
②万治 3 年銘	1 基	奥行 54.0cm	幅 86.5cm	高 136.0cm	重量 232.0 kg
③万治 3 年銘	1 基	奥行 43.0cm	幅 71.0cm	高 139.0cm	重量 168.4 kg
④腰鰭（部分）	1 点	奥行 15.0cm	幅 22.5cm	高 29.0cm	重量 9.0 kg
⑤尾鰭（部分）	1 点	奥行 6.0cm	幅 16.5cm	高 29.0cm	重量 4.5 kg
⑥明治 43 年追刻銘	右半身 半基	奥行 15.5cm	横 85.0cm	高 122.0cm	重量 52.1 kg
⑦無銘 左半身 半基	奥行 15.5cm	横 85.0cm	高 117.0cm	重量 52.9 kg	
⑧明治 43 年追刻銘	右半身 半基	奥行 15.5cm	横 83.0cm	高 133.0cm	重量 54.5 kg
⑨明治 43 年追刻銘	1 基	奥行 46.0cm	幅 76.0cm	高 134.0cm	重量 136.1 kg
⑩明治 43 年追刻銘	1 基	奥行 43.0cm	幅 80.0cm	高 145.0cm	重量 128.5 kg

2 指定の理由

本銅鯨 10 点は、戦災による損傷はあるものの焼失を免れた貴重な遺品である。制作時刻銘と追刻銘によって、制作時期と作者が知られ、さらに東京城（宮城・旧江戸城）から名古屋離宮であった名古屋城へ移された時期も明らかである。旧江戸城の銅鯨は、ほかにも皇居東御苑に 1 基、東京国立博物館に 2 基、靖国神社に 2 基が所蔵されるが、いずれも移管の経緯が明らかでない。それに対して、本銅鯨は移管の時期に加え、名古屋離宮であったがゆえに皇居からもたらされた由緒も明快である。よって本銅鯨は、離宮期という名古屋城の近代史を語る資料ともいえる。また銅鯨 10 点のうちには、幕府御用の鋳物師渡辺正俊・正次父子の遺品を含み、様々な技法・様式をみることができる。江戸時代の鋳物師が有した技術の変遷を知ることができる点で貴重である。以上、本銅鯨 10 点は資料的価値が高いことから、名古屋市指定文化財とするのがふさわしく、保存のうえ、後世に残していくことが望まれる。



銅鯨① 明暦 3 年銘



銅鯨② 万治 3 年銘



銅鯨③ 万治 3 年銘



銅鯨④ 腰鰭 (部分)



銅鯨⑤ 尾鰭 (部分)



銅鯪⑥ 明治 43 年追刻銘 右半身



銅鯪⑦ 無銘 左半身



銅鯪⑧ 明治 43 年追刻銘 右半身



銅鯪⑨ 明治 43 年追刻銘



銅鯪⑩ 明治 43 年追刻銘

<文化財の概要>

一色まつり

1 おこなわれる時期および場所

(時期) 隔年開催 令和6年は9月22日開催

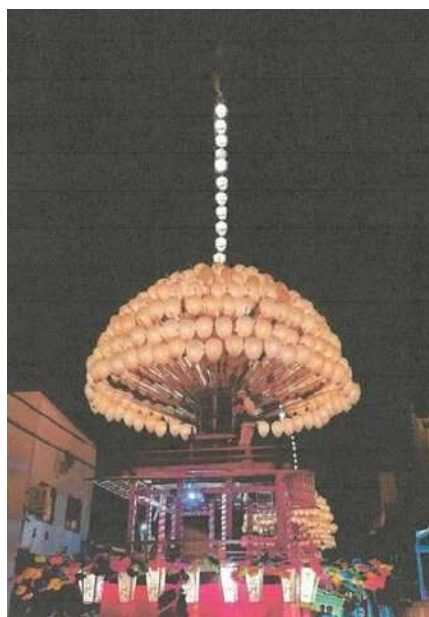
(場所) 正色学区一帯、五反田学区一帯、大蟠螂地区の一部

2 登録の理由

一色まつりは、中川区下之一色で行われる浅間神社の祭礼で、巻藁献灯、神楽屋形の巡行、道踊りがおこなわれる。もとは旧暦6月に行われていた天王社の祭礼行事であったが、同社は大正7年(1918)に浅間神社へ合祀されている。かつては下之一色に隣接する新川を中心に行事が行われており、昭和30年代までは津島祭りのような巻藁船が登場した。そのため川祭りとも呼ばれていた。

現在の祭礼で陸上に設置される巻藁屋形は、川祭りに登場した巻藁船の上部であり、古い時代の山車形態を伝えるものである。また、神楽屋形は名古屋南西部の特色を示すものであり、道踊りも近隣地域との共通性が確認できる。このような地域的な特色が維持されながら現在も盛大に祭礼行事が開催されている上に、道踊りや神楽屋形の奉納には幅広い年代の住民が参加しており、今後も継承が期待される。

これらのことを総合的に判断し、一色まつりを無形民俗文化財として登録する。



一色まつりの巻藁屋形（一色まつり保存会提供）

<文化財の概要>

南区南陽の神楽屋形行事

1 おこなわれる時期および場所

(時期) 10 月第 1 日曜日・第 2 日曜日

(場所) 港区南陽学区（藤前、藤高、川原、小川、橘、茶屋、七島）

2 登録の理由

港区南陽学区の 7 地区（藤前、藤高、川原、小川、橘、茶屋、七島）では、秋の氏神祭礼に「神楽」や「神楽屋形」と呼ばれる屋形を曳き出し、それぞれの地域内を巡行する。さらに遷宮祭などの特別な機会には、複数の地区が神楽屋形などの什物を持ち寄る「神楽寄せ」がおこなわれる。

南陽学区の各地区で神楽屋形の行事が始まった時期は定かではないが、南陽地区は江戸時代の干拓事業によって陸地化した地域であり、江戸時代末に製作された神楽屋形もあることから、江戸時代に開始したと考えられる。昭和 34 年（1959）の伊勢湾台風の被害によって神楽屋形の行事も中断していたが、復興を願って行事が再開される過程で、1970～80 年代に修理、新調された神楽屋形もある。

各地区で毎年秋に開催される行事及び不定期に開催される「神楽寄せ」は、名古屋南西部の地域的な特色が顕著にあらわれた祭礼行事と位置付けられる。さらに、周辺地域との自治的な付き合いのために、神楽屋形を再興、新造した例もあり、伝統ある民俗慣行が現在も受け継がれているといえる。近年は新型コロナウイルスの影響で中断した時期があったものの再開しており、今後も地域で継承されていくことが期待できる。

これらのことを総合的に判断し、南陽学区をまとまりとして捉え、本行事を港区南陽の神楽屋形行事として無形民俗文化財に登録する。



藤前地区の神楽屋形（令和 5 年撮影）

<文化財の概要>

南区西福田の神楽屋形行事

1 おこなわれる時期および場所

(時期) 4月春例祭、10月第1日曜秋例祭

(場所) 新茶屋（茶屋後）地区

2 登録の理由

港区新茶屋地区では、春と秋の祭礼で神明社境内に「神楽」や「神楽屋形」と呼ばれる屋形を出し、神楽太鼓を打ち叩く。年によっては神楽屋形を曳き出して町内を巡行する。江戸時代以来の農村地域で伝えられてきた祭礼行事で、五穀豊穡を願い、豊年祭りとして行われてきたという。

新茶屋地区の神楽屋形は、文政13年（1830）に製造されたものである。旧南陽町の他地区で使用された神楽屋形と同様の年代であるため、神楽屋形行事の成立年代を確認するための資料としても位置付けられる。本体下部は、昭和34年（1959）の伊勢湾台風により破損したため修理されている。

新茶屋地区で開催される春秋の祭礼行事以外にも、港区主催行事や南陽地区主催行事にも積極的に出演しており、幅広い世代が民俗芸能を習得し披露していることから、今後も地域で継承されていくことが期待できる。

なお西福田学区には、新茶屋地区以外にも神楽屋形行事が伝承されている。西福田学区として連絡・協力するなどのつながりも強いことから、将来的には新茶屋地区以外の神楽屋形行事が登録されていくことも期待できるため、西福田地区を単位として登録することが望ましい。

これらのことを総合的に判断し、港区西福田学区の神楽屋形行事を無形民俗文化財として登録する。



新茶屋地区の神楽屋形（昭和50年代撮影・新茶屋神明社神楽保存会提供）

＜文化財の概要＞

大森宮神楽

1 おこなわれる時期および場所

(時期) 10月中旬の日曜日（大森八劔神社例大祭）、1月1日（大森八劔神社元旦祭）

(場所) 大森学区、天子田学区、大森北学区、大森八劔神社

2 登録の理由

大森宮神楽は、守山区大森地区で伝えられてきた民俗芸能である。もとは熱田神宮の神楽の流れをくむものであり、八劔神社で神楽の演奏をおこなう他、小さな神楽の屋形に締太鼓、桶太鼓を載せて「道行神楽」を演奏しながら地域を巡行する。

大森の神楽の伝承は、名古屋市指定無形民俗文化財である大森天王祭や大森郷祭と同様に、旧東春日井郡の農村に特有なシマ（島・嶋）という組織によって伝えられたという特色があった。一方で時代の変化に応じて柔軟に伝承の組織や形態を変化させることで伝承を絶やさないようにした結果、現在まで活動が続けられている。現在では、大森地区内の3小学校の児童が参加しやすいように曲目を工夫し、3小学校での出前授業に参加するなど、幅広い世代が参加できるように取り組みをおこなっており、今後も地域で継承されていくことが期待できる。

これらのことを総合的に判断し、大森宮神楽を無形民俗文化財として登録する。



大森八劔神社での「子ども道行神楽」奉納（令和6年撮影）

＜文化財の概要＞

志段味地区の提灯山行事

1 おこなわれる時期および場所

（時期）10 月中旬

（場所）下志段味八幡神社境内

2 登録の理由

守山区志段味地区（上志段味、中志段味、下志段味、吉根）では、旧暦6月や7月、盆や二十二夜、二十三夜の月待ちなどの際に、寺社の境内、お堂の前などに、提灯を山形に飾る「提灯山」を立てる行事が伝えられてきた。各地区で昭和20年（1945）以前に途絶えていたが、昭和期以降に復興してからは、特に夏の盆踊り行事と結びついて続けられてきた。

下志段味地区では、平成2年（1990）に再興され、コロナ禍によって一時中断したが、令和6年に再開している。その際、八幡神社拝殿の改築による境内面積の減少や急激な人口増加に対応して、盆踊りと提灯山行事を分離して行事を継続することとなり、10月20日に提灯山行事がおこなわれた。

提灯山行事は志段味地区や春日井市などの地域でも伝えられていることから、名古屋北西部の地域的な特色を示すものといえる。将来的には下志段味以外の提灯山行事も登録されていくことを期待して、志段味地区を単位として無形民俗文化財に登録することが望ましい。

これらのことを総合的に判断し、志段味地区の提灯山行事として無形民俗文化財に登録する。



下志段味の提灯山（令和6年撮影）